

改正

昭和五三年 四月 一日規則第一八号
昭和五七年一二月一七日規則第七七号
平成 元年 一月二四日規則第七号
平成 四年 四月 三日規則第六三号
平成一〇年 八月一八日規則第七四号
平成一一年一二月二八日規則第八九号
平成一二年 三月二八日規則第四一号
平成一六年 四月 一日規則第八〇号
平成一七年 三月二五日規則第四一号
平成一七年一二月 二日規則第一九〇号
平成一八年 三月一七日規則第一八号
平成二〇年 三月一四日規則第一〇号
平成二一年 三月一七日規則第九号
平成二三年 三月三一日規則第四〇号
平成二四年 三月三〇日規則第四五号
平成二五年 三月一五日規則第二〇号
平成二七年 五月二八日規則第四五号
平成二七年一〇月 二日規則第五八号
平成二八年 三月三一日規則第三七号
平成三一年 三月二九日規則第二一号
令和 六年 三月二九日規則第二六号
令和 七年 五月二三日千葉県規則第六三号

千葉県自然環境保全条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 自然環境保全地域（第二条一第二十四条）

第三章 郷土環境保全地域（第二十五条一第三十二条）

第四章 緑地環境保全地域（第三十三条―第四十条）

第五章 協定（第四十一条・第四十二条）

第六章 雑則（第四十三条―第五十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 自然環境保全地域

（自然環境保全地域の最低面積等）

第二条 条例第六条第一項第一号の規則で定める面積は、十ヘクタールとする。

2 条例第六条第一項第二号及び第三号の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。

3 条例第六条第一項第四号の規則で定める土地の区域は植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域とし、同号の規則で定める面積は一ヘクタールとする。

（自然環境保全地域の指定等の案の公告）

第三条 条例第六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 自然環境保全地域の名称

二 自然環境保全地域（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域

三 自然環境保全地域に指定する理由

四 自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第七条第四項において準用する条例第六条第三項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 保全計画の決定又は変更の案の概要

二 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

（公聴会の開催の公告等）

第四条 知事は、条例第六条第五項（同条第八項、条例第七条第四項、条例第十五条第三項、条例第十六条第二項、条例第二十条第二項及び条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。）

の規定により公聴会を開催しようとするときは、開催の日時及び場所並びに公聴会において意見をきこうとする案件を公告するとともに、条例第六条第四項（同条第六項、条例第七条第四項、条例第十五条第三項、条例第十六条第二項、条例第二十条第二項及び条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見書を提出した者のうち異議のある旨の意見書を提出した者その他当該案件に関し意見をきく必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の公告は、公聴会の開催日の三週間前までに行うものとする。

（公聴会の議長）

第五条 公聴会は、知事又はその指名する県の職員が議長となり、これを主宰する。

（公述人の陳述等）

第六条 公聴会においては、議長は、公述人のうち、まず異議がある旨の意見書を提出した者その他意見をきこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

2 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

4 公述人及び前項の規定により発言を許された者（以下「公述人等」という。）の発言は、意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

5 議長は、公述人等が前項の範囲をこえて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

6 議長は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、公述人等の時間を制限し、かつ、公述人の陳述の順序を定めることができる。

（公聴会の秩序維持）

第七条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、公聴会を傍聴しようとする者の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

（公聴会の記録）

第八条 議長は、公聴会の終了後、遅滞なく、公聴会の経過及び公述人等の発言の要旨を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（自然環境保全地域における保全のための施設）

第九条 条例第八条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 巡視歩道、標識、保護柵(さく)その他これらに類する施設
- 二 排水施設及び廃棄物処理施設
- 三 植生復元施設、病虫害等防除施設、砂防施設及び防火施設
- 四 給餌(じ)施設及び養殖施設

第十条 削除

(特別地区内における行為の許可申請)

第十一条 条例第九条第四項の規定による許可の申請は、特別地区内行為許可申請書（別記第二号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の特別地区内行為許可申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 行為地の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 三 行為の方法を説明するのに必要な土地又は工作物の縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- 四 行為終了後における行為地及びその付近の地形又は植生の復元計画があるときは、その内容を説明する図書

(特別地区内の行為の許可基準)

第十二条 条例第九条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 工作物を新築すること。

イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。）

（１） 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

（２） 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。）

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（イ） 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備

- (ロ) 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十五条第二号において同じ。）その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設
- (ハ) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設
- (ニ) 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設（樹林帯を除く。）
- (ホ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (ヘ) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）
- (ト) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされた施設
- (チ) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第十六条第一号へにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設
- (リ) 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設
- (ヌ) 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設
- (ル) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下第十三号及び第十六条第十一号を除き「道路」という。）であつて、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの
- (ヲ) 道路を管理するための建築物
- (ワ) 鉄道、軌道又は索道
- (カ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに付帯する建築物を含む。）
- (ヨ) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設
- (タ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三

条第十四号に規定する廃油処理施設

- (レ) 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設
- (ロ) 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物
- (ツ) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設
- (ネ) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
- (ナ) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）
- (ラ) 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）
- (ム) 教育又は試験研究を行うための工作物
- (ウ) 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設
- (ノ) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路
- (オ) 送水管、ガスパイプその他これらに類する工作物
- (ク) 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第三条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する工作物
- (ヤ) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
- (マ) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）
- (ケ) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
- (フ) 千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第四条第一項の規定により指定された指定有形文化財又は同条例第三十四条第一項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝若しくは千葉県指定天然記念物の保存のための建築物
- (コ) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物
- (エ) (イ)から(ホ)まで、(ト)から(ヌ)まで、(ワ)又は(ヨ)から(オ)までに掲げる工作物に

附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(テ) 条例第九条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第十四条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物

ニ イ、ロ又はハに該当する建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）

(1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

(三) 現に存する建築物の敷地である土地

(四) (一) 又は (二) の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）

(2) 当該普通建築物の高さが、十メートル（当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(一) 特別地区内に現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

(三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

(3) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、二百平方メートル（当該新築が(2)の(三)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が二百平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計）を超えないこと。ただし、当該新築が(1)の(一) 又は (二) の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(4) 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

（１） 当該工作物の高さが十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が二百平方メートルを超えないこと。

（２） 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 工作物を改築すること。

イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。）

（１） 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

（２） 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。）

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 前号ハに掲げる工作物

当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ イ、ロ又はハに該当する建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）

（１） 当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル（改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

（２） 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

（１） 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。

（２） 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

三 工作物を増築すること。

イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。）

（１） 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

（２） 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地

及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。）

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 第一号ハに掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ イ、ロ又はハに該当する建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）

（１） 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル（増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

（２） 当該増築後の当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が、次のいずれかの土地において行われる場合にあっては、この限りでない。

（一） 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

（二） 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

（３） 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

（１） 当該増築後の工作物の高さが、十メートル（増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。

（２） 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

四 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 土地を開墾すること。

ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ハ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

ニ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

ホ 千葉県文化財保護条例第三十四条第一項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝又は千葉県指定天然記念物の保存のために土地の形質を変更すること。

ヘ 養浜のために土地の形質を変更すること。

ト 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が、次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

ロ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ハ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ニ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ホ 露天掘でない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

六 水面を埋め立て、又は干拓すること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

七 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 木竹を伐採すること。

当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

九 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それ

らに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- 十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- 十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- 十二 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- 十三 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十四 次に掲げる行為

前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為

ロ 法令又は条例に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

（特別地区内における非常災害の応急措置に係る行為の届出）

第十三条 条例第九条第七項の規定による届出は、特別地区内非常災害応急措置届出書（別記第三号様式）を提出して行うものとする。

- 2 前項の特別地区内非常災害応急措置届出書には、行為の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図を添付しなければならない。

(特別地区内における経過措置に係る行為の届出)

第十四条 条例第九条第九項の規定による届出は、特別地区内既着手行為届出書（別記第四号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の特別地区内既着手行為届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 行為地の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 行為の方法を説明するのに必要な土地又は工作物の縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十五条 条例第九条第十項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 砂防法第一条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。
- 二 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
- 三 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- 四 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて、河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 六 道路法第二条に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。)
- 七 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第十四条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。
- 八 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- 十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木

竹を損傷すること。

十一 水道法第三条第八項に規定する水道施設を改築し、又は増築すること。

十二 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十三 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十六条 条例第九条第十項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの

イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ロ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のための標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ハ 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

ニ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて、条例第九条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第十四条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ホ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ヘ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

- ト 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- チ 道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- リ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
- ヌ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- ル 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ヲ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ワ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- カ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- コ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- レ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。
- ロ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ネ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
- ナ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。
- ラ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（（イ）から（ハ）まで又は（チ）に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において（イ）から（ハ）まで又は（チ）に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(イ) 高さが五メートル以下であり、かつ、床面積の合計が三十平方メートル以下であるき
ん舎又は畜舎

(ロ) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するものであつて、高さが二十メー
トル以下のもの

(ハ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(ニ) 旗ざおその他これに類するもの

(ホ) 門、塀、給水設備又は消火設備

(ヘ) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備

(ト) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

(チ) 高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

ム 条例第九条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第十四条第一項後段の規定による
協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎
を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

ウ 法令若しくは条例の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて、次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ロ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱業権の設定されている土
地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取
すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学における教育又は学術
研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公
立大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公
立大学法人が設置する大学を除く。）にあつては、知事に通知したもの）に限る。）。

四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて、次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ハ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手し
ていた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

五 木竹を伐採することであつて、次に掲げるもの

- イ 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。
- ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
- ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

六 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

- イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
- ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
- ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- ホ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- チ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- ヌ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- ル 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの

- イ 森林の整備及び保全を図るために条例第九条第四項第八号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第九条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

ハ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ニ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

ホ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの

（イ） 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

（ロ） 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて、次に掲げるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。

ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。

ハ 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。

ニ 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

ホ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。

ヘ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

ト 漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持

管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

チ 船舶から冷却水を排出すること。

リ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。

ヌ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。

ル 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿を浄化槽（建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ニ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ヘ 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ト 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

チ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二

十一 十一條の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

リ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

（イ） 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

（ロ） 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

（ハ） 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

（ニ） 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

（ホ） 水面を埋め立て、又は干拓すること。

（ヘ） 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

ニ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

ホ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

ヘ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十條第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

ト 千葉県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された指定有形文化財又は同条例第三十四条第一項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝若しくは千葉県指定天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

チ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び同法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。)

リ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為

ヌ 工作物の修繕のための行為

十三 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第九条第四項第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第九条第四項第六号に掲げる行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第十七条 条例第十条第三項第五号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第十八条 条例第十条第三項第六号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第十六条第一号、第五号ロからホまで又は第十二号イからトまで、リ若しくはヌに掲げる行為（同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。）

二 条例第九条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。

三 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ロ 学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為（あらかじめ、知事に届け出たもの（国立大学及び公立の大学にあつては、知事に通知したもの）に限る。）

ハ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。

ニ 建築物の存する敷地内で行う行為

四 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（野生動植物捕獲等の許可申請）

第十九条 条例第十条第三項第七号の規定による許可の申請は、野生動植物保護地区内行為許可申請書（別記第五号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の野生動植物保護地区内行為許可申請書には、位置図及び捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添付しなければならない。
（普通地区内における行為の届出）

第二十条 条例第十一条第一項の規定による届出は、普通地区内行為届出書（別記第六号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の普通地区内行為届出書には、第十一条第二項各号に掲げる図書を添付しなければならない。
（工作物の基準）

第二十一条 条例第十一条第一項第一号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル

二 道路 幅員二メートル

三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類する工作物 高さ三十メートル

四 ダム 高さ二十メートル

五 送水管、ガス管その他これらに類する工作物 長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル

六 その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第二十二條 条例第十一条第六項第四号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第二十三條 条例第十一条第六項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの

イ 第十六条第一号に掲げるもの（同号ツ、ラ及びムに掲げるものを除く。）

ロ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。

ハ 送水管、ガスパイプ、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。

ニ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）

ホ 条例第十一条第一項の規定による届出（条例第十四条第二項の規定による通知を含む。）をした行為（条例第十一条第二項の規定による命令に違反しないものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第二十一条各号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

二 土地の形質を変更することであつて、次に掲げるもの

イ 第十二条第四号ロからへまでに掲げるもの

ロ 第二十一条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において、土地の形質を変更すること。

ハ 面積が二百平方メートルを超えない土地の形質の変更であつて、高さが二メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて、次に掲げるもの

イ 第十二条第五号ロからホまでに掲げるもの

ロ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが二メートルを

超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、その面積が二百平方メートルを超えないもの

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて、次に掲げるものの

イ 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ロ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際すでにその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ロ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(イ) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ロ) 用排水施設（幅員が四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(ニ) 宅地を造成すること。

(ホ) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれらと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。

(ヘ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。

ハ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

ニ 第十六条第十二号ニからヌまでに掲げる行為（同号へ及びトに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

ホ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）

七 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(生態系維持回復事業の確認)

第二十三条の二 国及び他の地方公共団体が、条例第十四条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - イ 生態系の状況の把握及び監視
 - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第二十三条の三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第十四条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人又は被保佐人
 - ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからヘまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第二十三条の四 条例第十四条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認（認定）申請書（別記第六号様式の二）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第十四条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。
- 3 条例第十四条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
 - 二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第二十三条の五 条例第十四条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第二十三条の六 条例第十四条の三第七項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書（別記第六号様式の三）を知事に提出して行うものとする。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出)

第二十三条の七 条例第十四条の三第九項に規定する軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届（別記第六号様式の四）を知事に提出して行うものとする。

(教育又は学術研究のために行う行為の届出)

第二十四条 第十六条第三号ニ又は第十八条第三号ロの規定による届出は、教育又は学術研究行為届出書（別記第七号様式）に行為の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図を添付して行うものとする。

第三章 郷土環境保全地域

(郷土環境保全地域となる区域の最低面積)

第二十五条 条例第十五条第一項の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。

(郷土環境保全地域の指定等の案の公告)

第二十六条 条例第十五条第三項において準用する条例第六条第三項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 郷土環境保全地域の名称
- 二 郷土環境保全地域（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域
- 三 郷土記念物の名称及び所在地
- 四 郷土環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 第三条第二項の規定は、条例第十六条第二項の規定による公告について準用する。

(郷土環境保全地域における保全のための施設)

第二十七条 条例第十七条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 郷土記念物の維持及び修繕の施設
- 二 巡視歩道、標識、保護柵(さく)その他これらに類する施設

三 排水施設及び廃棄物処理施設

四 植栽施設、病虫害等防除施設、砂防施設及び防火施設

第二十八条 削除

(郷土環境保全地域内において届出を要する工作物の基準)

第二十九条 条例第十八条第一項第二号の規則で定める基準は、第二十一条各号に定めるとおりとする。

(郷土環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第三十条 条例第十八条第二項において準用する条例第十一条第六項第四号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。

(郷土環境保全地域内における届出等を要しない行為)

第三十一条 条例第十八条第二項において準用する条例第十一条第六項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 郷土記念物の現状を変更することであつて、次に掲げるもの

イ 郷土記念物の保存又は保育のために必要な行為

ロ 郷土記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、その部分の復旧が不可能と認められる場合において、その部分を除去すること。

ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

ニ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

ホ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為

二 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為については、第二十三条第一号に掲げる行為

三 土地の形質を変更する行為については、第二十三条第二号に掲げる行為

四 鉱物を掘採し、土石を採取する行為については、第二十三条第三号に掲げる行為

五 水面を埋め立て、又は干拓する行為については、第二十三条第四号に掲げる行為

六 木竹を伐採する行為については、第十六条第五号に掲げる行為

七 第二号から前号までに掲げるもののほか、第二十三条第六号に掲げる行為

(郷土環境保全地域内における行為の届出)

第三十二条 条例第十八条第一項の規定による届出は、郷土環境保全地域内行為届出書（別記第八号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の郷土環境保全地域内行為届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 行為地の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図
- 三 行為の方法を説明するのに必要な土地又は工作物の縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- 四 行為終了後における行為地及びその付近の地形若しくは植生又は郷土記念物の復元計画があるときは、その内容を説明する図書

第四章 緑地環境保全地域

(緑地環境保全地域となる区域の最低面積)

第三十三条 条例第二十条第一項の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。

(緑地環境保全地域の指定等の案の公告)

第三十四条 条例第二十条第二項において準用する条例第六条第三項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 緑地環境保全地域の名称
- 二 緑地環境保全地域（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域
- 三 緑地環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 第三条第二項の規定は、条例第二十一条第二項の規定による公告について準用する。

(緑地環境保全地域における保全のための施設)

第三十五条 条例第二十二条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 巡視歩道、標識、保護柵(さく)その他これらに類する施設
- 二 排水施設及び廃棄物処理施設
- 三 植栽施設、病虫害等防除施設、砂防施設及び防火施設

第三十六条 削除

(緑地環境保全地域内において届出を要する工作物の基準)

第三十七条 条例第二十三条第一項第一号の規則で定める基準は、第二十一条各号に定めるとおりとする。

(緑地環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第三十八条 条例第二十三条第二項において準用する条例第十一条第六項第四号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるとおりとする。

(緑地環境保全地域内における届出等を要しない行為)

第三十九条 条例第二十三条第二項において準用する条例第十一条第六項第五号の規則で定める行

為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為については、第二十三条第一号に掲げる行為
- 二 土地の形質を変更する行為については、第二十三条第二号に掲げる行為
- 三 鉱物を掘採し、土石を採取する行為については、第二十三条第三号に掲げる行為
- 四 水面を埋め立て、又は干拓する行為については、第二十三条第四号に掲げる行為
- 五 木竹を伐採する行為については、第十六条第五号に掲げる行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、第二十三条第六号に掲げる行為

(緑地環境保全地域内における行為の届出)

第四十条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、緑地環境保全地域内行為届出書（別記第九号様式）を提出して行うものとする。

- 2 前項の緑地環境保全地域内行為届出書には、第十一条第二項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

第五章 協定

(自然環境保全協定の対象となる行為)

第四十一条 条例第二十五条第四号の規則で定める行為は、雑草の除去のための大量の薬剤散布その他自然環境の保全に著しい影響を及ぼすおそれがあると知事が認める行為とする。

(緑化協定の対象となる土地の最低面積)

第四十二条 条例第二十六条の規則で定める土地の面積は、次の各号に掲げる土地の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 工場用地 一ヘクタール
- 二 住宅用地 十ヘクタール
- 三 その他の土地 一ヘクタール

第六章 雑則

(自然保護取締員)

第四十三条 条例第十二条第二項（条例第十九条第一項及び条例第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の自然保護取締員は、地域振興事務所の長をもつて充てる。

- 2 条例第十二条第二項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第十二条第一項（条例第十九条第一項及び条例第二十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による行為の中止を命ずることとする。

3 条例第十二条第三項の証明書の様式は、別記第十号様式とする。

(証明書の様式)

第四十四条 条例第十三条第二項（条例第十九条第二項及び条例第二十四条第二項において準用する場合を含む。）又は条例第二十八条第四項の証明書の様式は、別記第十一号様式とする。

(補償請求)

第四十五条 条例第二十九条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

- 一 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 補償請求の理由
- 三 補償請求額の総額及びその内訳

2 前項の請求書には、補償請求額を算出する基礎となつた資料を添付するものとする。

第四十六条 削除

(奨励金等に対する補助)

第四十七条 条例第三十一条の規定による補助は、次の各号に掲げる樹木又は緑地の保全のため市町村が奨励金等の支給を行つている場合に行うものとする。

- 一 樹木については、次のいずれかに該当し、健全であること。
 - イ 一・五メートルの高さにおける幹の周囲（株立ちした樹木にあつては、一・五メートルの高さにおける幹の周囲の和に〇・五を乗じて得た数値）が一・二メートル以上であること。
 - ロ 高さが十二メートル以上であること。
- 二 緑地については、その面積が千平方メートル以上であり、かつ、適正に管理されていること。

2 条例第三十一条の規定による補助の額は、市町村が支給する額の二分の一以内の額とする。この場合において、当該補助の額の限度は、樹木にあつては一本につき年額七百円、緑地にあつては一平方メートルにつき年額三円とする。

(固定資産税減収額に対する補てん)

第四十八条 条例第三十二条の規定による市町村の財政に影響が生じたことによる補てんは、固定資産税減収額に対する補てんを受けようとする市町村に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した当該年度の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値が〇・八に満たない場合に行う。

2 条例第三十二条の規定による補てんの額は、次の各号に掲げる保全地域の区分に従い、固定資

産税の減収額に当該各号に定める率を乗じて得た額以内の額とする。

一 自然環境保全地域 特別地区にあつては三分の二、普通地区にあつては二分の一

二 郷土環境保全地域 二分の一

三 緑地環境保全地域 二分の一

3 条例第三十二条の規定による補てんの申請は、固定資産税減収額補てん申請書（別記第十二号様式）を提出して行うものとする。

4 前項の固定資産税減収額補てん申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 保全地域内の固定資産の所有者ごとにその固定資産の種類（土地については、地番、地目及び地積を記載すること。）別に固定資産税課税標準価格、税率及び減収額を記載した書面

二 固定資産の所在を明らかにした二万五千分の一以上の地形図

三 前二号に掲げるもののほか、特に必要があると認める図書

（自然保護指導員の任命等）

第四十九条 条例第三十三条の自然保護指導員は、次の各号に該当する者のうちから任命する。

一 自然環境の保全に関し、相当な知識と熱意を有し、かつ、その業務を遂行できる者であること。

二 県職員以外の者であること。

2 自然保護指導員は、非常勤とする。

3 自然保護指導員の任用期間は、一年をこえないものとする。

4 自然保護指導員が、第一項第一号に該当しなくなつたとき又はその他不適当と認められたときは、解任する。

5 自然保護指導員は、その業務を遂行するに当たっては、千葉県自然環境指導員証（別記第十三号様式）を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

（許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等）

第五十条 条例第九条第四項若しくは条例第十条第三項第七号の規定による許可を受けた行為又は条例第十一条第一項、条例第十八条第一項若しくは条例第二十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面並びに第十一条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項、第三十二条第二項又は第四十条第二項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図書（以下この条において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにした図書を添付すれば足りる。

2 前項に該当するもののほか、条例第九条第四項若しくは条例第十条第三項第七号の規定による

許可の申請又は条例第九条第九項、条例第十一条第一項、条例第十八条第一項若しくは条例第二十三条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(書類の経由)

第五十一条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副二部を行為地を所管する地域振興事務所の長（二以上の地域振興事務所の所管区域にわたる行為に係る書類にあつては、当該行為が主として行われる土地を所管する地域振興事務所の長）を経由して提出するものとする。ただし、行為地を所管する地域振興事務所が置かれていない場合は、地域振興事務所の長を経由することを要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月十七日規則第七十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一月二十四日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年四月三日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第十号様式（裏）の改正規定（「20万円」を「50万円」に、「10万円」を「30万円」に改める部分に限る。）、別記第十一号様式その一（裏）の改正規定（「5万円」を「20万円」に改める部分に限る。）及び同様式その二（裏）の改正規定（「5万円」を「20万円」に改正する部分に限る。）は、平成四年五月六日から施行する。

附 則（平成十年八月十八日規則第七十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年三月二十八日規則第四十一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第八十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十五日規則第四十一号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十二条第一号(ト)及び(チ)の改正規定並びに第十六条第一号、第三号、第七号及び第九号チの改正規定 公布の日
- 二 第五十一条の表の改正規定（東葛飾県民センターの項所管する区域の欄中「並びに東葛飾郡」を削る部分に限る。） 平成十七年三月二十八日
- 三 第五十一条の表の改正規定（北総県民センター海匝事務所の項所管する区域の欄中「海上郡及び」を削る部分に限る。） 平成十七年七月一日

附 則（平成十七年十二月二日規則第百九十号）

この規則は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第五十一条の表北総県民センター海匝事務所の項の改正規定は、平成十八年一月二十三日から施行する。

附 則（平成十八年三月十七日規則第十八号）

この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、第五十一条の表南房総県民センター安房事務所の項の改正規定は、同月二十日から施行する。

附 則（平成二十年三月十四日規則第十号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月十七日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第四十号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 12 新規則第十三条及び第二条の規定による改正後の千葉県自然環境保全条例施行規則第十二条の規定は、この規則の施行後にされる新条例第十九条第一項及び改正条例第二条の規定による改正

後の千葉県自然環境保全条例第九条第四項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。

- 13 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第四十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月十五日規則第二十号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十八日規則第四十五号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中千葉県立自然公園条例施行規則第十四条第七号、第十五条第五号及び第十九条第十四号並びに別記第十三号様式の二及び第十四号様式（裏）の改正規定並びに第二条中千葉県自然環境保全条例施行規則第十二条第一号ハの改正規定 公布の日

二 （略）

附 則（平成二十七年十月二日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日規則第三十七号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号）

この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日規則第二十六号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十六条第十二号イの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年五月二十三日千葉県規則第六十三号）

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

別 記

第一号様式 削除

第二号様式 (第十一条第一項)

その一

特別地区内工作物新築（改築・増築）許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

申請者

氏 名

㊞

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、工作物の新築（改築・増築）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的				
行為地	千葉県市町 郡村大字字番地	地目	地積	
			平方メートル	
工作物の種類				
施行方法	規模			
	構造			
	主要材料			
	外部の色彩			
	自然環境保全上の配慮			
工事施行者	住所	TEL ()	氏名	
予定期日	着手	年 月 日		
	完了	年 月 日		
関係法令による 手続の進ちょく状況				
備考				

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

その二

特別地区内土地形質変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、土地の形質変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的				
行為地	千葉県 市 町 大字 字 番地 郡 村	地目	地 積 平方メートル	
土地の形質変更の原因となる行為				
行為地の状況				
施行方法	施行に伴う土地の形質変更の状況			
	施行設備			
	施行後の取扱い			
	自然環境保全上の配慮			
行為施行者	住 所	TEL ()	氏名	
予定期日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		
関係法令による手続の進捗状況				
備 考				

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「行為地の状況」欄には、傾斜地（急、緩の別）、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

その三

特別地区内鉱物掘採（土石採取）許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行 為 の 目 的					
行 為 地	千葉県	市 郡 町 村	大字	字	番地
					地目 地 積 平方メ ートル
鉱物(土石)の種類					
施 行 方 法	掘採(採取)方法の種別				
	掘 採 (採 取) 量				
	掘 採 (採 取) 設 備				
	土地の形質変更の状況及び掘採(採取)後の取扱い				
	自然環境保全上の配慮				
掘採(採取)施行者	住	所	TEL()	氏名	
予 定 期 日	着	手	年	月	日
	完	了	年	月	日
関係法令による手続の進ちよく状況					
備 考					

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天堀、坑道堀（横坑、たて坑、斜坑）等の種別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、当該工事につき鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要を記載すること。

その四

特別地区内水面埋立（干拓）許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、水面の埋立（干拓）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的					
行為地	千葉県	市郡	町村	大字	字 番地
	地 目				
施行方法	埋立(干拓)面積				
	工事の方法				
	自然環境保全上の配慮				
工事施行者	住 所	TEL ()	氏名		
予定期日	着 手	年 月 日			
	完 了	年 月 日			
関係法令による 手続の進ちょく状況					
備 考					

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

その五

特別地区内の水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可
申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、水位（水量）の増減をきたす行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的					
行為地	千葉県	市郡	町村	大字	字 番地
					地 目
行為地及びその付近の状況	土地の状況				
	現在の水位 (水量)				
	水の利用状況				
施行方法	水位(水量)の及ぶ範囲				
	水位(水量)の増減の量及び時期				
	施行設備				
	自然環境保全上の配慮				
工事施行者	住 所	TEL ()		氏名	
予定期日	着 手	年 月 日			
	完 了	年 月 日			
関係法令による手続の進捗状況					
備 考					

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「備考」欄には、当該行為地が河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川であるときは、同法第23条から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。

その六

特別地区内木竹伐採許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

申請者

氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的					
行為地	千葉県	市郡	町村	大字	字番地
林 況	林 種				
	樹 種				
	林 齢				
	森 林 全 面 積				
	総 蓄 積				
施 行 方 法	伐 採 方 法				
	伐 採 面 積				
	伐 採 樹 種				
	平 均 樹 齢				
	平 均 胸 高 直 径				
	伐 採 材 積				
	伐 採 材 積 歩 合				
	伐 採 設 備				
	伐採跡地の取扱い				
	自然環境保全上の配慮				
行為施行者	住 所	TEL ()	氏名		
予 定 期 日	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	
関係法令による 手続の進ちょく状況					
備 考					

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「伐採方法」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、群状択伐）、間伐の別を記入すること。

その七

特別地区内木竹損傷許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所)
(在地並びに名称及び代表者の氏名)

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的			
行為地	千葉県 市郡 町村 大字 字 番地	地 目	
行為地及びその付近の状況			
損傷物の種類			
施行方法	損傷物の数量		
	損傷方法		
	関連行為の概要		
予定期日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
関係法令による 手続の進捗状況			
備考			

注 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入すること。

その八

特別地区内指定植物の植栽（播種）許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、指定植物の植栽又は播種の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的			
行為地	千葉県 市 郡 町村 大字 字 番地	地 目	
行為地及びその付近の状況			
植栽（播種）する植物の種類			
施行方法	植栽（播種） 面積		
	植栽（播種） 数量		
	植栽（播種） 方法		
	管 理 方 法		
	関連行為の概要		
予定期日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
関係法令による 手続の進捗状況			
備 考			

注 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。

その九

特別地区内動物の放出（家畜の放牧を含む）許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、動物の放出（家畜の放牧を含む。）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的			
行為地	千葉県	市郡町村	大字 字 番地
行為地及びその付近の状況			
動物（家畜）の種類			
施行方法	動物（家畜）の数量（頭数）		
	管理方法		
予定期日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
備考			

注 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。

その十

特別地区内汚水（廃水）排出許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、指定湖沼又は湿原等に排水設備を設けて汚水（廃水）を排出する許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的				
行為地	千葉県	市郡	町村	大字 字 番地
施行方法	排水施設の種類			
	汚水（廃水）の種類及び量			
	排水の経路			
	排水先の水域			
	自然環境保全上の配慮			
工事施行者	住 所	TEL ()	氏名	
予定期日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		
排出の期間				
関係法令による 手続の進ちょく状況				
備 考				

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

その十一

特別地区内車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）許可
申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ㊦

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第9条第4項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的			
行 為 地	千葉県 市 郡 町 村 大字 字 番地	地 目	
行 為 地 及 び その付近の状況			
施 行 方 法	立ち入らせるもの の 種 類 及 び 数		
	立ち入らせる範囲 及 び 面 積		
	立ち入らせる方法		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。
なお、詳細については、添付図面に表示すること。
- 3 「立ち入らせる方法」欄には、例えば「自動車を時速50キロメートル1日2回1周させる」とか、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。

第三号様式（第十三条第一項）

特別地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
届出者 氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第9条第7項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区内において、次のとおり非常災害のために必要な応急措置としての行為をしましたので、届け出ます。

行 為 の 種 類			
行 為 の 目 的			
行 為 の 地	千葉県 市 町 大字 字 番地 郡 村	地 目	
行為の規模及び施行方法			
行為の着手及び完了（予定）期日	着 手	年 月 日	
	完了（予定）	年 月 日	
非常災害の発生年月日及び時間並びにその継続した期間			
備 考			

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「行為の種類」欄には、工作物の新築、改築、増築、宅地造成等の土地形質変更、鉱物の掘採、土石の採取、水面の埋立て、木竹の伐採等の種類を記入すること。

第四号様式（第十四条第一項）

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
届出者 氏名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第9条第9項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域特別地区が指定（拡張）された際、既に次の行為に着手していたので、届け出ます。

行為の種類				
行為の目的				
行為地	千葉県	市 町 大字 字 番地	地 目	
行為地の状況				
行為の規模	既に行つた行為の規模			
	今後の行為の規模			
施行方法				
行為施行者	住所	TEL ()	氏名	
行為の着手及び完了（予定）期日	着手	年 月 日		
	完了（予定）	年 月 日		
関係法令による手続の進ちよく状況				
備考				

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「行為の種類」欄には、工作物の新築、改築、増築、宅地造成等の土地形質変更、鉱物の掘採、土石の採取、水面の埋立て、木竹の伐採等の種類を記入すること。

第五号様式（第十九条第一項）

野生動植物保護地区内行為許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ㊞

（法人にあつては、主たる事務所の所
（在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第10条第3項第6号の規定により、〇〇〇自然環境保全地域
野生動植物保護地区内において、野生動物（植物）の捕獲又は殺傷（採取又は損傷）の
許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行 為 の 目 的				
捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物の種類及び数量				
行 為 地	千葉県	市 郡	町 村	大字 字 番地
				地 目
行為地及びその付近の状況				
施 行 方 法				
捕獲者(殺傷者)又は採取者(損傷者)	住所	TEL()	氏名	
期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
関係法令による 手続の進ちよく 状況				
備 考				

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第六号様式（第二十条第一項）
その一

普通地区内工作物新築（改築・増築）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第11条第1項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域普通地区内において、工作物の新築（改築・増築）をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的				
行 為 地	千葉県 市 郡 町 村 大字 字 番地	地目	地 積	
			平方メートル	
工作物の種類				
施 行 方 法	規 模			
	構 造			
	主 要 材 料			
	外 部 の 色 彩			
	自然環境保全上の配慮			
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏名	
予 定 期 日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		
関係法令による 手続の進ちよく 状 況				
備 考				

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

その二

普通地区内土地形質変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
届出者
氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所)
(在地並びに名称及び代表者の氏名)

千葉県自然環境保全条例第11条第1項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域普通地区内において、土地の形質変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的				
行 為 地	千葉県 市 郡 町 村 大字 字 番地	地目	地 積	
			平方メートル	
土地形質変更の原因となる行為				
行為地の状況				
施 行 方 法	施行に伴う土地の形質変更の状況			
	施行設備			
	施行後の取扱い			
	自然環境保全上の配慮			
行為施行者	住 所	TEL ()	氏名	
予 定 期 日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		
関係法令による手続の進捗状況				
備 考				

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「行為地の状況」欄には、傾斜地（急、緩の別）平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

その三

普通地区内鉱物掘採（土石採取）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第11条第1項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域普通地域内において、鉱物の掘採（土石の採取）をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的					
行 為 地	千葉県	市 郡	町 村	大字 字 番地	地目 地 積 平方メートル
鉱物（土石）の種 類					
施 行 方 法	掘採（採取）方法の種別				
	掘採（採取）量				
	掘採（採取）設備				
	土地形質変更の状況及び掘採（採取）後の取扱い				
	自然環境保全上の配慮				
掘 採（採取）施行者	住 所	TEL（ ）	氏名		
予 定 期 日	着 手	年 月 日			
	完 了	年 月 日			
関係法令による 手続の進ちょく 状 況					
備 考					

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天堀、坑道堀（横坑、たて坑、斜坑）等の種別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、当該工事につき鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要を記載すること。

その四

普通地区内水面埋立（干拓）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住 所
氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第11条第1項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域普通地区内において、水面の埋立（干拓）をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的				
行 為 地	千葉県 市 郡 町 村 大字 字 番地	地目	地積 平方メートル	
施 行 方 法	埋立(干拓)面積			
	工 事 の 方 法			
	自然環境保全上の配慮			
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏名	
予 定 期 日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		
関係法令による 手続の進ちよく 状 況				
備 考				

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

その五

普通地区内水位（水量）増減届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
届出者 氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

千葉県自然環境保全条例第11条第1項の規定により、〇〇〇自然環境保全地域普通地区内において、特別地区内の河川、湖沼等の水位（水量）に増減をきたす行為をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的					
行 為 地	千葉県	市 郡 町 村	大字	字	番地
行為地及び特別 地区内の河川、 湖沼等の状況	土地及び河川、 湖沼等の状況				
	現在の水位（水 量）				
	水の利用状況				
施 行 方 法	水位（水量）の 増減の及ぶ範囲				
	水位（水量）の増 減の量及び時期				
	施 行 設 備				
	自然環境保全上 の配慮				
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏名		
予 定 期 日	着 手	年 月 日			
	完 了	年 月 日			
関係法令による 手続の進捗状況					
備 考					

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「備考」欄には、当該行為地が河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川であるときは、同法第23条から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。

第六号様式之二（第二十三条の四）
生態系維持回復事業確認（認定）申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
申請者 電話番号
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、電話番号、名称及び代表者の氏名)

〇〇〇自然環境保全地域における〇〇〇〇〇生態系維持回復事業の実施に係る確認
(認定)を受けたいので、千葉県自然環境保全条例第14条の3第2項(第3項)の規定
により、次のとおり申請します。

生態系維持回復事業 を 行 う 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
生態系維持回復事業 を 行 う 区 域	
生態系維持回復事業 の 内 容	
備 考	

注

- 申請文の「〇〇〇自然環境保全地域」の箇所には当該自然環境保全地域の名称を、
「〇〇〇〇〇生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記
載すること。
- 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間
を記載すること。
なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それぞれの事業内
容によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業
の内容ごとに記載すること。
- 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具

体的に記載すること。

また、当該区域を明らかにした縮尺 1 : 25, 000以上の地形図を添付すること。

- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用し、又は設置する機材等について概要を記載すること。

また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載すること。

- 5 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

- (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
- (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (3) 関連する計画の有無（ある場合には、その名称）
- (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法

- 6 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書（(別紙様式)）を添付すること。

- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(別紙様式)

生態系維持回復事業実施計画書

住 所

申請者 電話番号

氏 名

㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名)

- 1 自然環境保全地域名
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) (1)から(5)までに掲げる事業に必要な調査等

7 備 考

注

- 1 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
- 5 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載すること。
また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
ただし、実施しない事業については記載を要しない。

- (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用し、又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物の捕獲等）等について記載すること。
- (2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法（捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用し、又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
- (3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法（実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩等）、目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
- (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用し、又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
- (5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
- (6) 「(1)から(5)までに掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。

6 「備考」は、次の事項を記載すること。

- (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
- (2) 使用し、又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記載すること。

第六号様式の三（第二十三条の六）

生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

申請者 電話番号

氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在
地、電話番号、名称及び代表者の氏名）

〇〇〇自然環境保全地域における〇〇〇〇〇生態系維持回復事業の確認（認定）を受けた事項を変更したいので、千葉県自然環境保全条例第14条の3第6項の規定により、次のとおり申請します。

確認（認定）を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
備 考			

注

- 「確認（認定）を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書（認定通知書）記載のものを記載すること。
- 「変更の内容」欄には、確認（認定）を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。

- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺 1 : 25,000以上の地形図を添付すること。
- 4 「備考」欄には次の事項を記載すること。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 5 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書（別記第 6 号様式の 2 の（別紙様式））を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第六号様式の四（第二十三条の七）
生態系維持回復事業軽微変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
申請者 電話番号
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、電話番号、名称及び代表者の氏名)

〇〇〇自然環境保全地域における〇〇〇〇〇生態系維持回復事業の〇〇〇〇〇を変更したので、千葉県自然環境保全条例第14条の3第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた（認定を受けた）年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日	年 月 日	
備 考		

注

- 「確認を受けた（認定を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書（認定通知書）記載のものを記載すること。
- 「変更の内容」欄には変更した事項を記載するとともに、確認を受けた（認定を受けた）内容と今回変更した内容とを対比して明示すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第七号様式（第二十四条）

教育又は学術研究行為届出書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
届出者 名称及び代表者の氏名 ㊟

千葉県自然環境保全条例施行規則第24条の規定により、〇〇〇自然環境保全地域野生動植物保護地区（特別地区）内において教育又は学術研究を行いたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的				
捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物（掘採する鉱物又は採取する土石）の種類及び数量				
行 為 地	千葉県	市 郡 町 村	大字 字 番地	地 目
行 為 地 及 び その付近の状況				
施 行 方 法				
教育(学術研究) 行 為 者	住所	TEL()	氏名	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
関係法令による 手続の進ちよく 状況				
備 考				

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第八号様式（第三十二条第一項）
その一

郷土記念物の現状変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
届出者 氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
（在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第18条第1項の規定により、〇〇〇郷土環境保全地域内において、郷土記念物の現状の変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的					
郷土記念物の所在地	千葉県	市郡	町村	大字	字 番地
郷土記念物の種類及び名称					
変更の内容及び施行方法					
行 為 施 行 者	住所	TEL ()	氏名		
予 定 期 日	着手	年 月 日			
	完了	年 月 日			
関係法令による 手続の進ちよく 状 況					
備 考					

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

その二

郷土環境保全地域内工作物新築（改築・増築）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊞

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第18条第1項の規定により、〇〇〇郷土環境保全地域内において、工作物の新築（改築・増築）をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的					
行 為 地	千葉県	市 郡 町 村	大字 字 番地	地目	地 積 平方メートル
工作物の種類					
施 行 方 法	規 模				
	構 造				
	主 要 材 料				
	外 部 の 色 彩				
	自然環境保全上の配慮				
工 事 施 行 者	住所	TEL ()		氏名	
予 定 期 日	着手	年 月 日			
	完了	年 月 日			
関係法令による 手続の進捗状況					
備 考					

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

その三

郷土環境保全地域内土地形質変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住 所
氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所)
(在地並びに名称及び代表者の氏名)

千葉県自然環境保全条例第18条第1項の規定により、〇〇〇郷土環境保全地域内において、土地の形質変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的				
行 為 地	千葉県	市 郡 町 村	大字 字 番地	地目 地 積 平方メートル
土地の形質変更の原因となる行為				
行為地の状況				
施 行 方 法	施行に伴う土地の形質変更の状況			
	施 行 設 備			
	施行後の取扱い			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL ()	氏名	
予 定 期 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関係法令による 手続の進捗状況				
備 考				

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「行為地の状況」欄には、傾斜地（急、緩の別）平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

その四

郷土環境保全地域内鉱物掘採（土石採取）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
届出者 氏名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第18条第1項の規定により、〇〇〇郷土環境保全地域内において、鉱物の掘採（土石の採取）をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的					
行 為 地	千葉県	市 郡 町 村	大字 字 番地	地目	地 積 平方メ ートル
鉱物（土石）の 種 類					
施 行 方 法	掘採（採取）方法の種別				
	掘 採（採 取）量				
	掘 採（採 取）設 備				
	土地の形質変更の状況及び 掘採（採取）後の取扱い				
	自然環境保全上の配慮				
掘採（採取）施 行 者	住所	TEL（ ）		氏名	
予 定 期 日	着手	年 月 日			
	完了	年 月 日			
関係法令による 手続の進ちよく 状 況					
備 考					

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天堀、坑道堀（横坑、たて坑、斜坑）等の種別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、当該行為地が河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川であるときは、同法第23条から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。

その五

郷土環境保全地域内水面埋立（干拓）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

千葉県自然環境保全条例第18条第1項の規定により、〇〇〇郷土環境保全地域内において、水面の埋立（干拓）をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的					
行 為 地	千葉県	市 郡	町 村	大字 字 番地	地目 地 積 平方メートル
施 行 方 法	埋立(干拓)面積				
	工 事 の 方 法				
	自然環境保全上の配慮				
工 事 施 行 者	住所	TEL ()		氏名	
予 定 期 日	着手	年 月 日			
	完了	年 月 日			
関係法令による 手続の進ちよく 状況					
備 考					

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

その六

郷土環境保全地域内木竹伐採届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

届出者

氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所
(在地並びに名称及び代表者の氏名))

千葉県自然環境保全条例第18条第1項の規定により、〇〇〇郷土環境保全地域内において、木竹の伐採をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的					
行 為 地	千葉県	市 郡 村	大字 字 番地	地 目	
林 況	林 種				
	樹 種				
	林 齢				
	森 林 全 面 積				
	総 蓄 積				
施 行 方 法	伐 採 方 法				
	伐 採 面 積				
	伐 採 樹 種				
	平 均 樹 齢				
	平 均 胸 高 直 径				
	伐 採 材 積				
	伐 採 材 積 歩 合				
	伐 採 設 備				
	伐 採 跡 地 の 取 扱 い				
	自然環境保全上の配慮				
行 為 施 行 者	住 所	TEL ()	氏名		
予 定 期 日	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	
関係法令による 手続の進ちよく 状 況					
備 考					

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「伐採方法」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、群状択伐）、間伐の別を記入すること。

第九号様式（第四十条第一項）
その一

緑地環境保全地域内工作物新築（改築・増築）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
届出者 氏 名 ㊟
（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第23条第1項の規定により、〇〇〇緑地環境保全地域内において、工作物の新築（改築・増築）をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的					
行 為 地	千葉県	市 郡 町 村	大字 字 番地	地目	地 積 平方メートル
工 作 物 の 種 類					
施 行 方 法	規 模				
	構 造				
	主 要 材 料				
	外 部 の 色 彩				
	自然環境保全上の配慮				
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏名		
予 定 期 日	着 手	年 月 日			
	完 了	年 月 日			
関係法令による 手続の進ちよく 状況					
備 考					

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

その二

緑地環境保全地域内土地形質変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

千葉県自然環境保全条例第23条第1項の規定により、〇〇〇緑地環境保全地域内において、土地の形質変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的				
行 為 地	千葉県 市 町 村 大字 字 番地	地目	地 積	
			平方メートル	
土地の形質変更の原因となる行為				
行為地の状況				
施 行 方 法	施行に伴う土地の形質変更の状況			
	施 行 設 備			
	施行後の取扱い			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL ()	氏名	
予 定 期 日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		
関係法令による手続の進捗状況				
備 考				

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「行為地の状況」欄には、傾斜地（急、緩の別）、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

その三

緑地環境保全地域内鉱物掘採（土石採取）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
届出者 氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第23条第1項の規定により、〇〇〇緑地環境保全地域内において、鉱物の掘採（土石の採取）をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的					
行 為 地	千葉県	市 郡 村	大字	字 番地	地目 地 積 平方メートル
鉱物（土石）の種 類					
施 行 方 法	掘採（採取）の方法の種別				
	掘 採（採 取）量				
	掘 採（採 取）設 備				
	土地の形質変更の状況及び掘採（採取）後の取扱い				
	自然環境保全上の配慮				
掘 採（採 取） 施 行 者	住 所	TEL（ ）		氏名	
予 定 期 日	着 手	年 月 日			
	完 了	年 月 日			
関係法令による 手続の進ちよく 状 況					
備 考					

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天堀、坑道堀（横坑、たて坑、斜坑）等の種別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、当該工事につき鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要を記載すること。

その四

緑地環境保全地域内水面埋立（干拓）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

千葉県自然環境保全条例第23条第1項の規定により、〇〇〇緑地環境保全地域内において、水面の埋立（干拓）をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的				
行 為 地	千葉県	市 郡 町 村	大字 字 番地	地目 地 積 平方メートル
施 工 方 法	埋立(干拓)面積			
	工事の方法			
	自然環境保全上の配慮			
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏名	
予 定 期 日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		
関係法令による 手続の進ちよく 状 況				
備 考				

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

その五

緑地環境保全地域内木竹伐採届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

千葉県自然環境保全条例第23条第1項の規定により、〇〇〇緑地環境保全地域内において、木竹の伐採をしたいので、次のとおり届け出ます。

行 為 の 目 的					
行 為 地	千葉県	市 郡	町 村	大字 字 番地	地 目
林 況	林		種		
	樹		種		
	林		齢		
	森 林 全 面		積		
	総 蓄		積		
施 行 方 法	伐 採 方 法				
	伐 採 面 積				
	伐 採 樹 種				
	平 均 樹 齢				
	平 均 胸 高 直 径				
	伐 採 材 積				
	伐 採 材 積 歩 合				
	伐 採 設 備				
	伐採跡地の取扱い				
	自然環境保全上の配慮				
行 為 施 行 者	住		所	TEL ()	氏名
予 定 期 日	着		手	年 月 日	
	完		了	年 月 日	
関係法令による 手続の進ちょく 状 況					
備 考					

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 「伐採方法」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、群状択伐）、間伐の別を記入すること。

（表）

第	号	千葉県自然保護取締員証	
写 真		職 氏 名	
		年 月 日生	
上記の者は、千葉県自然環境保全条例第12条第2項（同条例第19条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、千葉県自然環境保全条例施行規則第43条第2項に規定する権限を行う者であることを証明する。			
年 月 日交付			
年 月 日限り有効			
千葉県知事 氏			名 図

（裏）

千葉県自然環境保全条例（抄）

（中止命令等）

第12条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第9条第4項若しくは第10条第3項の規定に違反し、若しくは第9条第5項（第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（準用）

第19条 第12条の規定は、郷土環境保全地域の区域内における行為に対する命令について準用する。（以下略）

（準用）

第24条 第12条の規定は、緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について準用する。（以下略）

第36条 第12条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（1） 略

（2） 略

（3） 第19条第1項及び第24条第1項において準用する第12条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

千葉県自然環境保全条例施行規則（抄）

（自然保護取締員）

第43条 条例第12条第2項（条例第19条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の自然保護取締員は、地域振興事務所の長をもって充てる。

2 条例第12条第2項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第12条第1項（条例第19条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定による行為の中止を命ずることとする。

3 略

第十一号様式（第四十四条）

その一

（表）

第	号	身 分 証 明 書	
写 真		職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は、千葉県自然環境保全条例第13条第1項（同条例第19条第2項及び第24条第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査等を行う権限を有する者であることを証明する。 年 月 日交付 年 月 日限り有効 千葉県知事 氏 名図			

（裏）

千葉県自然環境保全条例（抄）	
（報告及び検査等） 第13条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第9条第4項若しくは第10条第3項第6号の許可を受けた者若しくは第11条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第9条第4項各号、第10条第3項本文又は第11条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （準用） 第19条 略 2 第13条の規定は、郷土環境保全地域の区域内における行為に係る報告並びに当該区域内における検査及び調査について準用する。（以下略） （準用） 第24条 略 2 第13条の規定は、緑地環境保全地域の区域内における行為に係る報告並びに当該区域内における検査及び調査について準用する。（以下略） 第39条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 （1） 略 （2） 略 （3） 第13条第1項（第19条第2項及び第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 （4） 略	

第	号	身 分 証 明 書	
写 真	職 名		
	氏 名		
		年 月 日生	
上記の者は、千葉県自然環境保全条例第28条に規定する実地調査のための立入、標識の設置等を行う権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日交付			
年 月 日限り有効			
		千葉県知事 氏	名 図

千葉県自然環境保全条例（抄）

（実地調査）

第28条 知事は、保全地域（自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域をいう。以下同じ。）の指定若しくはその区域の拡張、保全計画（自然環境保全地域に関する保全計画、郷土環境保全地域に関する保全計画及び緑地環境保全地域に関する保全計画をいう。以下同じ。）の決定若しくは変更又は保全事業（自然環境保全地域に関する保全事業、郷土環境保全地域に関する保全事業及び緑地環境保全地域に関する保全事業をいう。以下同じ。）の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律又は他の条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第39条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 第28条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第十二号様式（第四十八条第三項）
固定資産税減収額補てん申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 市町村長 氏 名[㊤]

千葉県自然環境保全条例第32条に規定する固定資産税の減収額に対する補てんを受けたいので、次のとおり申請します。

補てん申請理由	
補てん申請額	
減収総額	
課税免除及び不均一課税を行つた根拠条例の名称及び適用条項	
備考	

（表）

第	号
千葉県自然保護指導員証	
住 所	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、千葉県自然環境保全条例第23条に規定する自然環境の保全に関する 思想の普及並びに保全地域における自然環境の保全のための指導及び監視を行う者 であることを証明する。	
年 月 日交付	
千葉県知事 氏 名 印	

（裏）

1	この証は、標記業務を遂行する際に必ず携帯し、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。
2	この証の有効期間は、発行の日から 年 月 日までとする。
3	この証は、標記業務を遂行する場合以外には使用しないこと。